

防災ラジオ緊急告知放送基準

令和5年2月1日 改正

1 基本的な考え方と放送基準

他の情報発信手段（メール配信、SNS、ホームページ等）とは別次元で緊急的に市民に周知する必要がある以下のものを対象とする。

- (1) 災害で人的被害が発生した、または、発生する恐れがあり、ラジオで緊急的に市民に周知する必要がある場合
- (2) 大規模な範囲で、市民生活に影響を及ぼすことが想定される場合
- (3) 上記以外で前橋市が必要と判断した緊急事案

2 放送内容

国からの情報（J-ALERT）

国民保護情報	弾道ミサイル発射、航空攻撃、大規模テロ、ゲリラ攻撃等で危険が及ぶことが予想される場合
緊急地震速報	日本国内で震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想され、かつ、群馬県南部で震度4以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨や暴風、大雪等が予想され、重大な災害の危険性が高まっている場合
火山情報	避難、避難準備が必要となる場合

前橋市の情報

風水害	国が発表する警報や水位基準から、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の情報を発令する場合 ※「前橋市避難情報の判断・伝達マニュアル」をもとに発令
緊急火災情報	大規模な範囲で火災が発生し、多数の市民に危険が及ぶことが想定される場合（避難など想定される場合）
その他	市民の生命財産に影響を及ぼす恐れのある場合、避難を呼びかける必要のある場合 【事例】 ・都市ガス、電気等のライフライン情報 ・行方不明高齢者等の情報 ・殺人事件等、被疑者の逃亡に関する情報 など